

件名	校務支援システムについて
受付日	令和3年2月16日
ご意見・ご提案の概要	<p>統合型校務支援システムの調達に関して、複数あるシステム開発販売者の中から当該企業を選んだ理由について詳しく聞きたい。</p> <p>導入実績や既導入システムの割合等から決定するのか。</p>
県の考え方	<p>統合型校務支援システムについては、地方自治法施行令第167条の10の2に定める総合評価一般競争入札にて落札者を決定しております。</p> <p>総合評価一般競争入札は、価格要素とその他の要素を総合的に判断し、最も有利な契約相手を決定する方法であり、落札者決定基準について公告又は通知をしなければならないことや学識経験を有する者の意見を聞く手続などが法定されています。</p> <p>なお、入札公告の入札参加者の資格に関する事項において、「複数の自治体の教育委員会において、Webシステム方式によるクラウドサービスにて統合型校務支援システムを導入し、1年以上運用していること。」を参加条件として付与しております。</p>
担当課	教育委員会 教育総務課